

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護事業 利用契約書

社会福祉法人賛育会 東京清風園

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護事業 利用契約書

様（以下「利用者」といいます）並びに

様（以下「家族代表者」といいます）と
特別養護老人ホーム「東京清風園」の指定管理者たる社会福祉法人賛育会（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護予防短期入所生活介護（以下「介護予防」といいます）及び短期入所生活介護（以下「短期入所」といいます）について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう要支援1、2の利用者に対し介護予防を、要介護1ないし5の利用者に対しては短期入所を提供し、利用者及び家族代表者は事業者に対し、そのサービスに対して料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、 年 月 日から利用者の要支援認定満了日又は要介護認定期間満了日までとします。

2 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、介護予防は短期入所に移行するものとし、以後要介護認定期間満了日まで契約は継続するものとし、

3 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、短期入所は介護予防に移行するものとし、以後要支援認定期間満了日まで契約は継続するものとし、

4 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約満了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（予防短期入所生活介護計画・短期入所生活介護計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って、介護予防については「予防短期入所生活介護計画」を、短期入所については「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「予防短期入所生活介護計画」及び「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族代表者へ説明します。

（介護予防・短期入所の提供場所、内容）

第4条 介護予防・短期入所の提供場所は東京清風園です。

2 事業者は、「予防短期入所生活介護計画」又は「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。

- 3 事業者はサービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合は、利用者又は家族代表者の承認を得ます。
- 4 利用者がサービス内容の変更を希望する場合には、事業者に応じ入れることができます。その場合事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

(サービスの利用方法)

- 第5条 利用者は、希望利用期間等を記載した「サービス提供票」を事業者に提出し、事業者がこれを承認することによりサービスの提供を受けることができます。
- 2 利用者は、原則として利用開始日の午前9時以降に入所し、利用終了日の午後7時までに退所するものとします。ただし、かかる時間内での入退所が困難なやむを得ない事由がある場合には、別途協議して定めるものとします。

(サービスの提供の記録)

- 第6条 事業者はサービス提供記録を作成することとし、介護予防又は短期入所の終了後2年間保管します。ただし、介護予防から短期入所に移行した利用者のサービス提供記録については短期入所終了時を起算点とし、短期入所から介護予防に移行した利用者のサービス提供記録については介護予防終了時を起算点とします。
- 2 利用者は、祝日を除く月曜日～金曜日の午前10時から午後4時の間に施設内において、当該利用者に関する前項のサービス提供記録を閲覧できます。
 - 3 利用者は、当該利用者に関するサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。
 - 4 前2項の閲覧・複写物の交付に関する手続については、社会福祉法人賛育会個人情報保護規程に従って行うものとします。

(利用料金)

- 第7条 事業者は、利用料金の明細を付した合計額の請求書を、利用終了日の翌月中旬頃に郵送します。ただし、要介護認定変更申請中などの特別な事由により請求書が交付できない場合は後日請求内容が確定でき次第郵送します。
- 2 利用者及び家族代表者は、サービスの対価として【重要事項説明書別紙】に定める料金表により、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を連帯して支払います。
 - 3 利用者及び家族代表者は、当月料金の合計額を口座振替で納入します。翌月27日（金融機関休業日は翌営業日）が口座振替日となります。

- 4 事業者は、利用者又は家族代表者から利用料金の支払いを受けたときは、支払者に対し領収書を発行します。

(利用前のサービスの中止)

第8条 利用者は、事業者に対して、利用予定日の前日午後5時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者が利用予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者及び家族代表者に対して【重要事項説明書別紙】に定める計算方法により、1日分の食費を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者及び家族代表者は請求書の交付を受けてから30日以内に支払うものとします。

(利用期間中の中止)

第9条 利用者は、事業者に対して前日午後5時までに申し出るにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。

- 2 事業者は、事前の情報と異なる利用者の全身状態、入所後の利用者の体調不良・認知症の悪化、その他施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することがあります。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、介護予防及び短期入所は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

(料金の変更)

第10条 事業者は、利用者及び家族代表者に対して、1ヵ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

- 2 利用者及び家族代表者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者及び家族代表者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第11条 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、14日間の予告期間をおきます。

① 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合

② 利用者又はその家族代表者が、事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合、もしくは被保険者資格を喪失した場合

（秘密保持）

第12条 事業者及びサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族代表者に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 個人情報の取り扱いについては、当施設「個人情報保護基本方針」及び別記「東京清風園における個人情報の利用目的」により保護に努めます。

（賠償責任）

第13条 事業者は、サービスの提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

2 利用者は、施設の利用に際し、その構築物、付帯設備、及び備品等に損害を与えたときは、相当の損害額を賠償するものとします。

（緊急時の対応）

第14条 事業者は、現に介護予防及び短期入所の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡すると共に医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

（連携）

第15条 事業者は、介護予防及び短期入所の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（相談・苦情対応）

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防及び短期入所に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(家族代表者の責任)

第17条 家族代表者は、利用者の他の家族の意見を取りまとめるものとし、他の家族が利用者又は家族代表者の意向と異なる行動を取る場合には、家族代表者が一切の責任を負うものとします。

(本契約に定めのない事項)

第18条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、施設の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、家族代表者、事業者が署名押印の上、家族代表者及び事業者が1通ずつ所有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

〔事業者名〕 社会福祉法人 賛育会

〔施設名〕 東京清風園

〔住所〕 東京都墨田区立花1-25-12

〔代表者名〕 施設長 ⑩

利用者

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ ⑩

(代筆者 : _____)

代理人（成年後見人）

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ ⑩

家族代表者

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ ⑩

(利用者本人との関係 : _____)